

決定：平成24年12月19日 品川区告示第469号

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（品川区決定）

都市計画大井一丁目南第一地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

|                 |    |                        |                                                                                                                                                     |                         |             |                         |
|-----------------|----|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-------------|-------------------------|
| 名 称             |    | 大井一丁目南第一地区第一種市街地再開発事業  |                                                                                                                                                     |                         |             |                         |
| 施行区域面積          |    | 約 0.8ha                |                                                                                                                                                     |                         |             |                         |
| 公共施設の<br>配置及び規模 | 道路 | 種 別                    | 名 称                                                                                                                                                 | 規 模                     |             | 備 考                     |
|                 |    | 幹線街路                   | 補助線街路第 163 号線支線 1                                                                                                                                   | 別に都市計画において定めるとおり        |             | 拡幅済                     |
|                 |    | 区画道路                   | 区画道路 1 号                                                                                                                                            | 幅員 6m（12m）、延長約 60m      |             | 一部拡幅、（ ）は区域外を含む全幅員      |
|                 |    |                        | 区画道路 2 号                                                                                                                                            | 幅員 6m、延長約 100m          |             | 拡幅                      |
| 建築物の整備          |    | 建築面積                   | 延べ面積（容積対象面積）                                                                                                                                        | 主要用途                    | 建築物の高さの限度   | 備 考                     |
|                 |    | 約 3,000 m <sup>2</sup> | 約 63,000 m <sup>2</sup><br>（約 40,800 m <sup>2</sup> ）                                                                                               | 住宅、店舗、駐車場               | 約 104m      | 高さの限度は TP+14m からの高さとする。 |
| 建築敷地の整備         |    | 建築敷地面積                 | 整 備 計 画                                                                                                                                             |                         |             |                         |
|                 |    | 約 6,300 m <sup>2</sup> | ・敷地の中央にまとめた広場及び緑地を整備し、防災性及び市街地環境の向上を図る。<br>・敷地の道路に面する部分に歩道状空地を設け、歩行者の安全性、快適性を確保する。<br>・敷地内を貫通する歩行者通路を整備し、歩行者の利便性、快適性を確保する。<br>・植栽等による緑豊かな街並みの形成を図る。 |                         |             |                         |
| 住宅建設の目標         |    |                        | 戸 数                                                                                                                                                 | 面 積                     | 備 考         |                         |
|                 |    |                        | 約 600 戸                                                                                                                                             | 約 54,500 m <sup>2</sup> | 面積は延べ面積を示す。 |                         |
| 参 考             |    |                        | 高度利用地区、地区整備計画区域内にあり。                                                                                                                                |                         |             |                         |

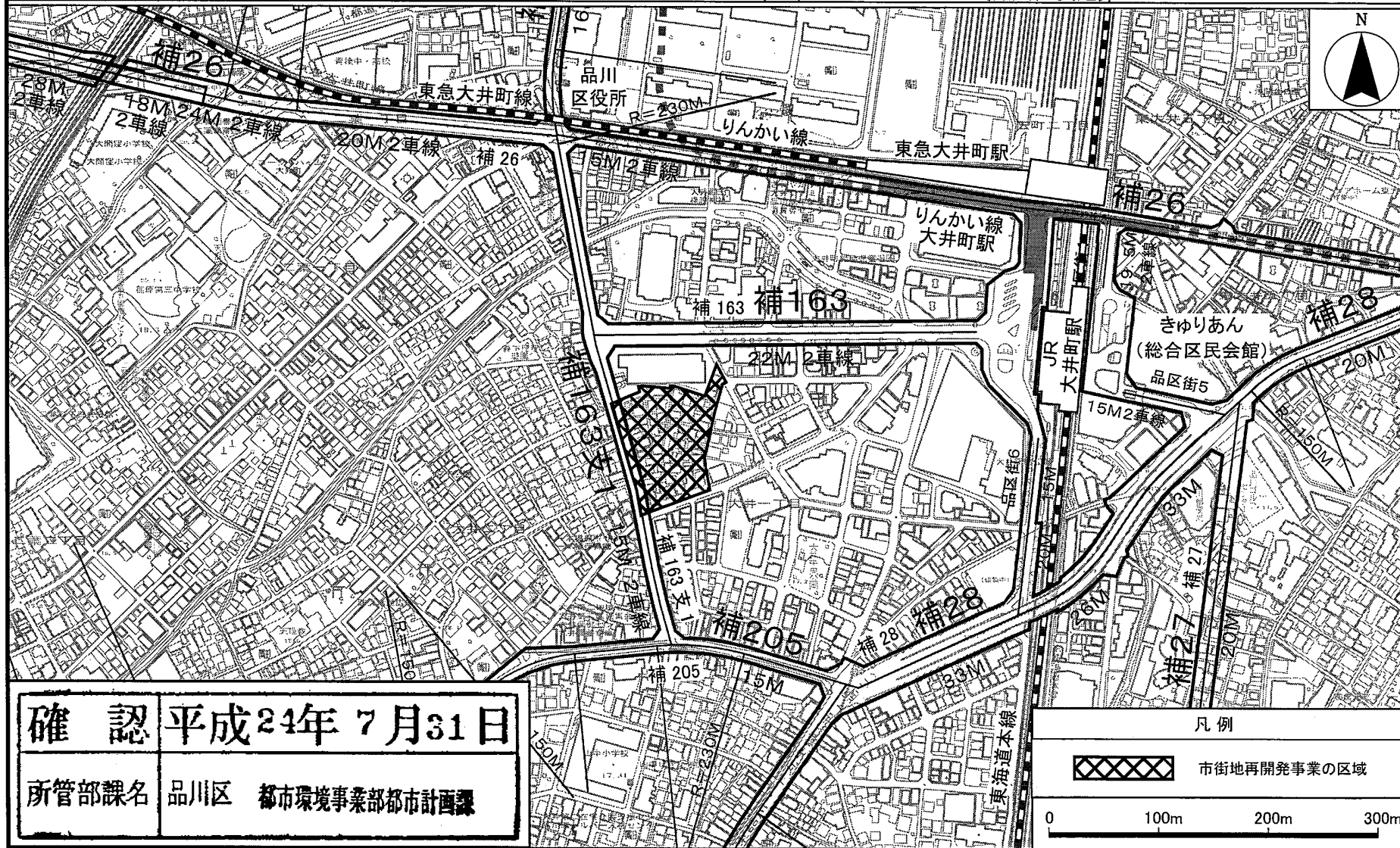
「施行区域、公共施設の配置、街区の配置及び建築物の高さの限度は、計画図のとおり」

理由：土地利用転換を活かした密集市街地の街区再編による都市基盤の整備に合わせて、土地の合理的かつ健全な高度利用により商業・都心居住等の多様な都市機能の集積とオープンスペースを創出し良好な複合市街地の形成を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。

# 東京都市計画第一種市街地再開発事業

## 大井一丁目南第一地区第一種市街地再開発事業 位置図

〔品川区決定〕



|       |                  |
|-------|------------------|
| 確認    | 平成24年7月31日       |
| 所管部課名 | 品川区 都市環境事業部都市計画課 |

凡例



市街地再開発事業の区域

0 100m 200m 300m

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2, 500地形図を複製したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号) 24都市基交第1号

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2, 500地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 24都市基街測第13号、平成24年5月18日

この背景の地形図は、東京都と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有しています。(承認番号) MMT利許第019号-14

# 東京都市計画第一種市街地再開発事業

## 大井一丁目南第一地区第一種市街地再開発事業 計画図1

(施行区域)

[品川区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500地形図を複製したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号) 24都市基交第1号

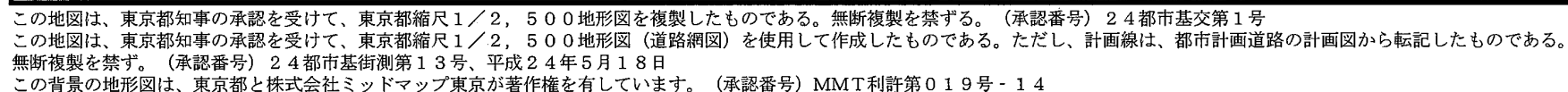
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。

無断複製を禁ず。(承認番号) 24都市基街測第13号、平成24年5月18日

この背景の地形図は、東京都と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有しています。(承認番号) MMT利許第019号-14

(公共施設の配置及び街区の配置)

〔品川区決定〕



# 東京都市計画第一種市街地再開発事業

(建築物の高さの限度)

## 大井一丁目南第一地区第一種市街地再開発事業 計画図3

[品川区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500地形図を複製したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)24都市基交第1号  
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。  
 無断複製を禁ず。(承認番号)24都市基街測第13号、平成24年5月18日  
 この背景の地形図は、東京都と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有しています。(承認番号)MMT利許第019号-14